

災害時における緊急小口資金特例貸付けについて

この特例貸付けは、災害救助法の適用となった地域に住所を有し被災した世帯に対し、当座の生活費を必要とする世帯に対して貸付けることができる事業で、通常の貸付限度額や据置期間、償還期間などが緩和されています。

今回被災され生活にお困りの方は下記までご相談ください。

記

1 実施時期（受付開始）

平成30年7月23日（月）9：00～

2 貸付条件

貸付限度額：10万円（特に必要がある場合には20万円）

据置期間：1年以内

償還期間：据置期間経過後2年以内

（お問い合わせ先）

大月町社会福祉協議会

大月町鉾土603

電話 0880-73-1119